

B-1-1 申請手続全般

意見書 No	内 容
9	地元に説明するのに場所など決まり、決定した後説明会に入るなど卑怯な決め方ではないかと思 います。 本計画については、その計画初期段階である平成 21 年春頃より一部近隣住民およびその代表者 の方々に対して御説明をしております。 その後、設計業者を交え、安全性その他を考慮したうえで容量や形状・埋立年数などについて 検討を重ね、併せて市へも「浜松市廃棄物適正処理指導要綱」に基づく事前協議という形で同じ く相談を重ねることで、ようやく現在の事業計画が完成し皆さまに御説明できる状況となりました。 この間皆さまには、詳細な情報提供ができませんでした。その理由としては、市との事前協 議を進めており内容的に不確定な段階であったことや、以前のように当社からの情報提供させて 頂く場を図らずも失ってしまったこと、などがあります。 今般事業計画説明会の開催にあたっては、「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と 調整に関する条例」および「浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要 綱」の定めにより、その調整を進めてまいりました。 その経緯としましては、当社より本計画に関し産業廃棄物処理施設として、さらに汚染土壌処 理施設として各々事業計画書の提出を行い、平成 22 年 10 月 8 日に前者について、続いて 10 月 21 日に後者についてそれぞれ告示と関係地域の指定を市より受けました。 その後、関係地域にかかる自治会の代表者様に御連絡を入れさせていただき、皆様方の御要望 や御意見等を賜ることで両事業計画説明会の開催日時・場所として平成 22 年 10 月 31 日、奥山 体育センターと設定させていただきました。 上記のとおり、皆さまに情報等を隠匿しようなどという意図でこのような経緯になったのでは ないことは、何卒御理解を賜りたくお願い申し上げます。
103	10/31 の事業計画説明会において、近隣の学校及び幼稚園関係者又は奥山地区の様々な団体の代 表者等が呼ばれていないのはなぜですか。 半径 500m 以内に関係するものだけではないはずです。 企業や明日を担う子供達への環境教育の場とするならば、声をかける必要があったのではないで すか。 事業計画説明会の開催にあたっては、「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整 に関する条例」および「浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱」 の定めにより、各種調整等を進めさせていただきました。 その御説明の対象につきましては、浜松市の定める条例に従い敷地境界より 500m を「関係地域」 と指定され、その範囲内に存する「関係住民」様に説明会を開催することとしました。

	但し、説明会開催にあたっての地元代表者様との調整の中で、浜松市の定める上記「関係住民」様以外にも「関係地域」にかかる「自治会の住民」様ならびに「奥山地区全体の自治会長」様を広く解釈し対象として含めるよう特段の御要望があったことから、これらの皆様に対しても御説明すべく周知計画書を策定し浜松市へ提出、御了承を得た次第です。 しかしながら、近隣の学校および幼稚園関係者につきましては、その御要望の中に含まれておりませんでしたので、今般「関係住民」様とは致しませんでした。
107-3	国土利用計画法により、当地区の場合は1万平方メートル以上の土地の売買をするには、浜松市に対して売買契約を結んだ日から2週間以内に届出をして、利用目的について審査を受けなければならないと思うが、その際浜松市からは利用目的について何ら指導を受けなかったのか？ 国土利用計画法に基づく土地売買等届出書は、既に平成20年12月24日に浜松市・土地政策課に提出しました。その届出書内の目的欄には「産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）設置のため」と記載しておりますが、特段の指導は受けておりません。
107-6	法的には、地元と環境保全協定を締結されなければ、事業は進むことが出来ないと聞いている。但し、協定が締結されない理由が、単に迷惑施設だからという感覚的なものだけで、具体的な環境に及ぼす影響等でない場合は、協定なしでも施工許可がでるとも聞いている。これは事実か？ 「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」では、関係住民（代表者）と設置者が協力して環境保全協定を締結するよう努めなければならないとして定めており、その過程で紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができま す。 確かに条例では、関係住民があっせんに応じないことや、生活環境の保全上の理由以外の理由により反対することによって環境保全協定が締結される見込みがないと判断され、また、設置者の対応が十分であると認められた場合には、あっせんが打ち切れ、設置者はその通知をもって法に基づく手続きを行うことができることとなっております。 しかしながら、当社としましては「説明会開催→意見書提出→見解書作成説明」を繰り返しながら、当社の計画について周知、御理解を堪り、住民の皆さまと合意形成を図ることをまずは優先すべきと考えております。そうした結果として所謂「環境保全協定」の締結という形に至ればと 考えます。
108-1	P3 住民の意見を十分に聞くまでは、事業推進の一時ストップをしてほしい。 本計画は、市との事前協議を経て、現在「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」および「浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱」に基づいて手続きを行ってきております。

	この条例手続きでは、今般の関係住民様からの意見書や当社からの見解書の提出などによる意見の交換を行う場が定められております。 当社としまして、こうした話し合いの場で皆様からのご意見を出来る限りお聞かせいただき、受容れるべき点があれば、そうした部分も随時計画に反映させていただく所存であります。 また、現在行っている条例に基づく手続きが終了した後に、法に基づく許可申請手続きを行うこととなっております。この法手続きの中で、市の各分野の担当課から審査されるのは勿論のこと、生活環境保全に関し環境省令で定める事項についてはその分野の専門知識を有する委員の方々によって多角的かつ客観的見地から厳しく審議されることとなります。 ここで疑義等が提示された場合、それが解消されなければ、当然に市の施設設置許可を頂くことは叶いません。即ち、許可を頂かねば、施設の建設は出来ませんし、本事業の推進も滞ることとなります。
108-2	P5 一般廃棄物(予定)の欄で…市の政策判断に従う考えですとあるが考えですが大変気になる…従わない場合もあるのか教えてほしい。 一般廃棄物については、処理責任はもちろんのこと、その許可権限も浜松市にあります。従って、許可権限者である市の政策判断には当然に、また、完全に従うこととなります。
108-3	P10 真ん中付近の「市の政策判断に従う予定です」とある。考えです が大変気になる・・・判断に従わない場合もある のか教えて欲しい。 一般廃棄物については、処理責任はもちろんのこと、その許可権限も浜松市にあります。従って、許可権限者である市の政策判断には当然に、また、完全に従うこととなります。